

総務常任委員会会議録

- | | | | | |
|---|-------|---|------------------------------|--------------|
| 1 | 日 | 時 | 令和7年2月6日(木) | 9時53分～10時50分 |
| 2 | 場 | 所 | 安平町総合庁舎 | 議員控室 |
| 3 | 出席委員 | | 三浦委員長、箱崎副委員長、工藤委員、小笠原委員、内藤委員 | |
| 4 | 委員外出席 | | 多田議長 | |
| 5 | 傍聴者 | | 梅森議員 | |
| 6 | 事務局 | | 木林事務局長、石塚課長補佐 | |

会議の経過

(午前9時53分)

○三浦委員長 定刻より早いのですが皆さんお揃いなので始めさせていただきます。よろしく申し上げます。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。第10回総務常任委員会を開催します。早速入っていきます。3番目の請願審査について、安平町における水道未整備地域の対応についての請願について継続審議をさせていただきます。まず新しい資料が出されましたので議会事務局からの説明をお願いします。

○木林局長 はい。

○内藤委員 資料を持ってきた。後でいいですか。

(資料配布)

○三浦委員長 ではよろしく申し上げます。

○木林局長 では前もってお配りした資料と今日お配りした資料を合わせましてご

説明申し上げます。あらかじめお送りした資料の中に一枚もので両面印刷した表題が安平町の水道未整備地域の対応についての請願審査資料をご覧いただきたいと思います。

まず1つ目ですが、飲用井戸水の水質検査の規定です。前回の委員会で委員から水質検査は年1回でいいのかどうか。複数回やらなければダメじゃないかという疑問があるので水質検査の規定がどうなっているのか確認しています。一般の飲用井戸水は水道水のように水質検査の公的義務は調べたのですが出てこないののでそうした義務はく、厚労省では飲用井戸等衛生対策要領に基づき水質検査を積極的に受けることを指導しています。

2つ目ですが、飲用に供する井戸及び水道法等の規制対象とならない水道を対象とし、その衛生対策の充実を図ることを目的に飲用井戸と衛生対策要領というのを当時の厚生省で昭和62年に定めています。その後何度か改正がありますが、スタートは昭和62年となっています。

この通知を受けまして3番目ですが、北海道でも北海道飲用井戸等衛生対策要領というのを平成元年5月1日付で施行しています。

4番目ですが、この要領等における水質検査について規定がありまして、1つ目は水質検査を行う者。これは設置者ということで飲用井戸等設置しようとする者又は設置者若しくは管理者が水質検査を行うことと規定しています。それから2番目(2)ですが水質検査の頻度です。これも道が定めている要領の中に規定されていまして、1年以内ごとに1回行うことが望ましいとされています。3番目水質検査の項目ですが、こちらも道の作った要領に書かれていまして、11項目及びその他水質検査基準項目のうち、周辺の水質検査結果から判断して検査が必要な項目に関する水質検査と規定されています。(4)検査機関は資料別物で北海道のホームページに掲載されています水質検査機関のコピーを添付していますが、そういった検査機関での検査を推奨しています。(5)ですが、先ほど申しました水質検査11項目ですね。これ1回検査する時の料金を水道課に確認したのですが、1万円前後かなということで返事はあったのですが、採取する検体の数とか場所によって数字が変わるかもしれませんがということで見積もりを取って見ないとわからないのですが、大体1万円前後ということでご承知おきいただければと思います。

裏面ですが最後5番目ですね。前回の委員会の宿題で、水質検査の助成制度、

これを他の町でどのような制度を設けてやっているかということでお配りした資料では厚真町とむかわ町のことを書いていまして、厚真町では地震の時に制度を作っていましたが今現在は行っていません。むかわ町も最初に井戸を掘る時には補助はあるようですが、毎年毎年の維持的な部分の補助制度はないということになっていることを確認しています。ネットで検索すると唯一出てくるのは森町と深川市です。その後できる範囲で調べたものが今日お配りした一枚ものの資料に載っています。重複しますが上から厚真町、むかわ町、清水町と書いていますが、厚真町はさっき申しましたとおり地震の時があったのですが今は補助の制度はないということです。むかわは最初に掘る時の井戸や浄水器といったものの補助制度が4分の3以内ということで補助制度はあります。ただ、定期的な水質検査の補助制度はない。設置時のみでございます。唯一あるのが深川市と森町。ここに書いていますが水質検査費用。深川市は2分の1以内で上限5000円。森町は2分の1以内で上限5000円。深川は書いていませんがこれ1回限り。森町は1世帯で年間2回まではいいですよということになっています。その他は最初の井戸設置時の補助とか井戸を使っているうちに水質が基準に合わなくなった時の滅菌装置とかろ過装置をつけての補助制度はいくつかの市町村で設けられています。事務局からの説明は以上です。

○三浦委員長 ありがとうございます。では次、紹介議員から請願内容や理由等の説明に移らせていただきます。

○木林局長 ごめんなさい。最後に町内で地下水を飲み水として使っている世帯ですが、ざっくりとですが、町内全部で400世帯あり、うち300世帯がノーザンということで確認をしております。ざっくりとした大枠の数字で申し訳ないですけど。そういうことで確認していますのでご報告します。

○箱崎委員 一ついいですか。

○三浦委員長 質疑で受けます。では今の説明に対する質疑をお受けします。

○箱崎委員 ちょっと確認なのですが、400世帯ということで300がノーザン。こ

これは水道未使用区域の世帯数となっていますか。水道管は引っ張られていない。

○木林局長 はい。水道未普及地域です。

○箱崎委員 わかりました。

○工藤委員 源武だけということですか。

○木林局長 はい。源武と追分の旭。

○内藤委員 リリーバレー。

○木林局長 ちょっと戸数の内訳はわかりませんが源武と旭と伺っています。

○小笠原委員 ノーザンだったら寮は厚真町だよな。だって道路の半分厚真町で建っている家だってあるからややこしい。

○内藤委員 地下水と言っていました。

○三浦委員長 他よろしいですか。なければ次、紹介議員からの請願内容と理由の説明等をお願いします。

○内藤委員 座ったままでいいですか。この問題は私が議員になった時から地元の人から水質が良くないとか困っているという話が寄せられていて、議会の中でも質問したりしてきて安平町として未普及地域への対応を何とかしてほしいなというのをずっと願っていたのですが、結局前回の議会でもわかるように担当がはっきりしないということがわかって、前回初めて税務住民課が担当だということがはっきりしてこれから対策が進むかなというスタートラインについて気持ちでいます。町としても水道ビジョンにいつも未普及地域の解消に向けてとか未普及地域の解消という言葉がずっと水道ビジョンで言ってきているにも関わらず、この間の議会でもわかるように先 10 年はやりませんみたいな発言

があって、その未普及地域の解消についてはもう地域としても望んでいないことなので、それだったら井戸に対する支援をお願いしたいということで、これは私たち井戸を持っている者にとっては掘削にお金がかかり、ポンプにお金がかかり、ランニングコストとして電気代がかかるという認識です。今回アンケートをとったのは、実際に使っている皆さんがどう感じているかって、私に積極的に言ってくる人の困り観はわかるのですが、そうではない人たちはどうなのかなということで、まだこれ緑丘、瑞穂の件数なのですよね。41件アンケートをまとめてみました。それでその中で水質検査をしているというのが内25件あったのですが、掘った時にしたというのも含めての25件なので、ほとんどの人がそんなにしていないという状況でした。町に要望しようと思うのですがその場合してほしいですかという問いには全員お願いしたいということで、今回せめて水質検査をという要求にしたのは、話し合いもしたのですが、いきなり補助金、井戸を掘る時何割出してほしいとか、そういうふうな大きな要求になるよりは私たちも安心安全な水を飲む権利はあるだろうというところでそこを保障してもらおうという考えで水質検査という要望にしました。3番にいろいろ皆さんの声がアンケートに書かれていたのですが、地下水ということでポンプが壊れるというこれは物理的な経年劣化的なこともあるのですが、物が詰まるとか。地下水のために電化製品が壊れるというのが私これちょっと衝撃的だったのですが、多くの方が地下水だから電気屋さんに言われたんだって言ってこういう電気製品は壊れやすいということで、壊れやすいのを我慢して使っている状況が今回初めてわかりました。あと地震の後に水量が変わって出にくくなって不便している声も何件もありました。その水質によって管に穴があくとか、鉄臭くて飲めないとか、色がついていてって書いたのですが、これはうちもそうなのですが、お風呂とかトイレが黒っぽく着色して白い状態ではなくなったりするのもよくわかりました。皆さん困り観を持ちながら使っているんだなってことが今回41件のアンケートでわかったのですよね。私に言ってきた人は何人かだったのですが、こうやって声を集めてみるとこんなに皆困り観をしながら使っているということがわかったので、ここはぜひ安心して飲む水を保障するという考えの下に町もそこを保障してくれたらいいなって思います。以上です。

○三浦委員長 ありがとうございます。今の説明に対する質疑など何かあれば。

○箱崎委員 いいですか。

○三浦委員長 はい。

○箱崎委員 今このアンケートの件でお聞きしたいのですが、水質検査をしている中で定期的に行っている人はほとんどいないという中で、このアンケートの7番目、8番目、水質に関する地震の後に水質が変わっただったり、硝酸態窒素が高く飲めないとか、硝酸態窒素が高く飲用できないということはこれ水質検査しているということ。

○内藤委員 そうです。

○箱崎委員 している人はしているという。

○内藤委員 1回してそれでもうこの水はダメみたいな。瑞穂地域が結構そういう感じだったのでですね。

○箱崎委員 じゃあ他のところから持ってきているということ。

○内藤委員 飲み水は買って、あとはその水を使うみたいな感じでした。それと1件は硝酸態窒素を除く浄水器を付けて高いのですよすごく、使っている話をしていた。みずほ館が実を言うと許可の更新時期になって水質検査をしたら硝酸態窒素が高い数値が出てしまって、役場に相談したらみずほ館はすぐ浄水器を付けてくれたのですよね。お弁当屋さんやっていたのでそういう水を使うわけにはいかないねとなって、その金額が議会のあれの中で出てきた時に50何万円という金額が出てきてドキッとしました。みずほ館は飲料に使えるところだけ、トイレとかは別にしてそこだけは浄水器を通った水が出るようになっています。

○箱崎委員 もう1ついいですか。

○三浦委員長 はい。

○箱崎委員 電化製品のことが出ているのですが、これって本当にエビデンスがあるの。

○内藤委員 それが例えば加湿器を使うと地下水でやるとその水質がそのまま吸われるので、穴が埋まって出なくなってしまうらしいのですよね。蒸気が。あとボイラーが詰まって壊れてしまって、その壊れた原因が地下水だからしょうがないんだよねって設備屋さんが言うらしいのですよね。

○箱崎委員 ごめんなさい。地下水が原因ではなくて地下水を汲み上げるモーターとか、そこに負荷がかかってこっちの家電に行っているということ。

○内藤委員 いや、水質がそういう水質だから詰まりやすいとか、例えば管が錆びやすいとか、聞いた中で穴があくと言った人がいたのですよね。管に穴があいちゃって機械が壊れる。管を取り換えなければいけないとか、機械が壊れやすいという人がいたりして、それも水質の問題だからしょうがないって電気屋さんには言われている。だから食洗器は諦めたっていう人も電気さんに言われて、なんか聞いたら電化製品の例えば加湿器とか地下水ではなく水道を使えみたいなことが書いているらしいのですよね。マニュアルに。だから地下水はそこそこで水質が違うので一概には言えないのですが、そういう電化製品に対する負荷が大きくなるというのは今回たくさんそういう電化製品の話が出てきてそうなんだって私も今回思いました。

○三浦委員長 あとは何かありますか。

○工藤委員 はい。

○三浦委員長 はい。

○工藤委員 実際にその地下水が出る場所でも飲み水として使っているところは
何件ぐらいあるのですか。

○内藤委員 結構皆さん飲んでいて、

○工藤委員 浄水器とか使わないで。

○内藤委員 使っている人が本当に少なかったのですよね。

○工藤委員 買っている人もいるのでしょ。

○内藤委員 検査して気持ち悪いわってという人は飲み水は買っていたり、蒸留水
機って電気かけてその機械を通していらっしゃるのですが、そういう処置をした
り、気にしていない人は全然気にしていなかった。もう年寄りだから全然気に
しないという人もいました。瑞穂地域はお年寄りが多いじゃないですか。だか
ら今更ねみたいなの。ずっとこの水だからとか。

○工藤委員 実際にその地下水を直接飲んでる人っていうのは少ないのですね。

○内藤委員 いやいやだから気にしている人がちょっと原本持ってこなかったの
ですが、気にしている人は子どもがいる家庭というところはすごい気にして。

○工藤委員 孫連れていかない人もいるからね。

○内藤委員 そういうことなんだなと思いました。お年寄りが多いので本当はわ
かっているけど気にしないって、こんな歳まで元気だからっていう人もいまし
た。そうやって検査してくれるなら皆さんお願いしたいっていうことだったの
で、気にはしているのではないかなと思ったのですよね。一応そうやって。

そのノーザンに関しては私はまだリリーバレーしか行っていませんが、
そこでちゃんと業者入れて管理しているっていうので水道水並だなと思ったの

ですよ。薬剤投入しているのですね。そういう力のすごいお金がかかるってその人たちも言っていたのだけど、毎月業者にお願いしてちゃんと水の管理はしているからとおっしゃっていたので、その他のノーザンがどうかまでは確認していないのですが、ちゃんとしているんだなって思いました。他の個人ですよ、さっきおっしゃった100近くの家が、その大部分が守田と緑丘、瑞穂、安平の一部という感じ。

○三浦委員長 他にはどうですか。よろしいですか。

○小笠原委員 はい。

○三浦委員長 よろしいですね。質疑を終結します。では討論に入ります。反対から聞けばいいですか。

○木林局長 はい。議会と同じです。

○三浦委員長 この請願を受けることに反対の方の発言はありますか。

○工藤委員 はい。

○三浦委員長 はい。

○工藤委員 そうですね。まず先ほど内藤さんの方からお話があった中で、水質検査を町の方でやってもらえると、水については町で保障してもらえれば安心して水が飲めるというお話だったのですが、そういうことになっちゃうとこの先ほどの北海道飲用井戸等の衛生対策の中にもありますけど、定期的な検査をすることで良いもの悪いものが判明できるかもしれないけれども、年に1回やったからってそれが安心して飲めるかというところにあるような定期的な水質検査という意味では成分を検査するだけでなくその3ページの3番目ぐらいに定期及び臨時の水質検査ということで毎日飲んでる時に飲用水の色や濁りとか臭いとか味を確認しながら自ら確認して異常をチェックするということとか、

また、汚染防止という部分では井戸水の半径何m以内には動物は飼わないとか、農家であれば肥料を撒かないとか牛糞もここに書いていますよね、どこだったかな。そういう意味で個人管理が非常に重要なことであって、水質というのが地下水の利用するにあたっての管理は個人管理なのかなという部分が強く思っているのですが、それを年に1回の検査で町に保障してほしいというのはちょっと違うのではないかなとは思っています。これはあくまで地下水を使う方は個人管理でやっていかないと水質というのは安定したものは飲めないと思いますので、これ全部やっていくと相当な管理状態になってしまうので、個人管理が原則なのかなとは思っています。だから厚真町でも地震の時は対策としてやりましたけど、この時は井戸の地下水の水源が変わったりして非常事態ということもあって地震の時はそういうのを含めて費用だしたのかなと思いますが、通常時であれば個人管理なのかなと思います。そういう意味では多くの市町村で補助していても浄水器の補助とか水に対する補助とかでも年に1回の検査をしてもやっぱり日常の管理状況が非常に大きいと思うので、そこはちょっと違うのではないかなと、お金使うなら別なところに使った方がいいなと。別なところというのは地下水を使っているところの費用としては検査費用ではなくて他のところで使う方がいいのかなと僕は思っています。

○三浦委員長 では今反対の方のご意見が出されましたが、賛成の方のご意見をお受けします。賛成の方のご意見はありますか。

○小笠原委員 はい。

○三浦委員長 小笠原委員。

○小笠原委員 根本的な議論の中で安平町民がしっかりと上水道の給水を受けるとというのが私は前提だろうと思っているのです。同じ市町村民税を払っているのですから。同じ機会均等別にきちんと上水道の水を受けるとというのが私は原則で基本だと思っている。しかし残念ながら今の現状の中でその地域まで水道管を引くだけの財力がない現状の中で、しからばどうしたらいいのかということになるだろうと思います。軒数的にそれほどの軒数があるわけでは

ないし、別にそれによって地域の人たちが一つの安全という気持ちが湧いてきてモチベーションとなってその地域で生活ができるとなるならば、別に私はそれほど無用な投資ではないと思いますので、私は賛成をしたいと思います。

○三浦委員長 ありがとうございます。では反対の方をもう一回取った方がいいでしょうかね。反対の方の意見はありますか。

○箱崎委員 はい。

○三浦委員長 箱崎委員。

○箱崎委員 私は反対の方の意見になります。まず請願の件名に安平町におけるというところがあるので、先ほどもあったようにまだ聞き取りできていないところがあったり、今のままでいくとこれ安平町ではなくて安平地区における水道未整備という形にもなろうかと思imasuので、その辺のことをやってからまた上申してもいいのかなと思うのと、先ほど電化製品もあったのですが、それ住民の方が言っている、電気屋さんが言ったと言って、それが本当なのかどうか、これ後でどうなのって、電気屋さんそんなこと言っていないよというエビデンスというものをもう一つ深めていただきたいという意味においても反対の立場であります。あとは先ほど工藤秀一議員が言われていることも含めてとなります。以上です。

○三浦委員長 では反対の方のご意見が出ましたので賛成の方のご意見。受けていいのですかね。内藤委員から。いいですよね委員だから。

○内藤委員 その税の均等という意味でも私たちずっと水道のない地域は自己責任と言われて、それで町はそれをやる気がないと、10年はやらないとはっきり言っているわけですから、じゃあ地下水の人たちは自己責任でやってくださいと今まで言われ続けて自己責任でやってきた今があります。困っているのですからそこはさっき工藤議員が別な方法でって言いましたけれど、じゃあそれはどうしたらいいのかとか、まずは未整備地域の町民が安心して飲める水が準備

されるかというところで、それが安全かどうかかわからないで使っている人たちもいるということを含めて、そしてその検査をすることで農村地域なので硝酸態窒素ってどうしても農村は肥料を撒いたりするので出てきます。川の調査をしても必ず硝酸態窒素は出てきます。そういう意識が地域に醸成されたりしていくことがその安平町の農業に対して影響していくのかもしれないですが、それは良い形になっていけばいいなと思っています。環境の中に硝酸態窒素がたくさんあるというのは普通の状態ではないので、農家の人もそういうことを意識したり、意識醸成の一つになるといいなと思っています。安平町ってすごい水で苦労している水で水道水を作るにも薬剤をたくさん投入しないと飲める水にならないというところでは、本当皆が苦労しているのだと思います。水道の経費も高くなってしまうということなのですが、でも私たち水道のない地域では全部自己責任と言われながら今までやってきた経緯があるので、まずはそういうところの保障が第一歩という気持ちでこの請願になっているので、それを何とか皆さん酌んで議会上げるようお願いしたいと思います。

○三浦委員長 ありがとうございます。採決は普通に採決とってから委員長採決になるのか。

○木林局長 採決して多数であればその場で多い方が採択すべきものになるし、反対の方が多ければ不採択となる。同じでしたら委員長による決定になります。

○三浦委員長 議場と方法は同じですよ。

○木林局長 はい。

○三浦委員長 わかりました。

○多田議長 委員長お願いします。

○三浦委員長 議長。

○多田議長 オブザーバーですけど採決の前に私の方から情報を提供したいと思えます。先ほど箱崎委員の方から電化製品等の故障についてそれは確実なのかという話がありましたが、これは確実です。なぜそういうふうに起きるかという
と浄化されていない地下水を使用すると電気製品というのは主に今言われたように加湿器、湯沸かし器、ボイラーと説明がありましたが、加湿器については通常の加湿器の場合は熱電源で蒸発して霧で加湿する部分が多いのですね。熱を加えることによって水が変化する。その時に性質によっては変化した加湿の部分に付着物ができるのですよ。いろいろな成分で。それは昔鉄瓶でお湯を沸かすと口が塞がるぐらい井戸水は付着物が付くのです。中に入っている性質によって加熱部分にそういったものが付くものですから今の電気製品はステンレスとか銅とか熱伝導の良いものを使っていますので、それが付着すると付着したところとしないところに電気の抵抗が変わってくるのです。そうすると電蝕という腐食が起こる。それが井戸水の場合は非常に多いので電気屋さんは故障の原因。穴があいて断線したり、パイプに穴があいて漏水したりということで故障になることが多いので、今ほとんどのものについては水道水を使用してくださいという表示がある。そこは間違いなくそういう現象があることだけは事実としてあります。それから今硝酸窒素の話がありましたが、これはウチの町の農業者が非常に多いので、工藤委員の方からも自分で水質を管理するのを自己責任と言われますけれど、その窒素の場合については非常に時間と広範囲にわたって農業活動をやると必ず地下水に浸透していくのですね。過去には釧路とか別海とかの大酪農地帯で農業者が井戸水に窒素が入っていたり水質が変わってしまったということで、これ何がダメかということ我々みたいな大人は全然関係ないのですが乳幼児、子ども、赤ちゃん、お腹にいる時からの発達障害が起きるのですね。ですから農業者がそういう水を使っているところに若い家庭があって子どもを育てていくとなると必ずそういう状況が出てきているのですね。釧路とか別海はそういった症状が出てきてから全部上水道に変えていったのですね。そういう事例があります。なぜそれがダメかということはそういうこと。普段飲んでいる我々みたいな年齢高いのにはあまり影響がないのでちょっと臭いする程度で大丈夫だわと言って飲んでる人がいるのは事実です。参考までに。

○三浦委員長 ありがとうございます。今の情報提供も参考にしながら委員の皆さんにはお考えいただいて採決に入らせていただきます。

この請願に関して議会に取り上げるということに決定する方挙手でよろしいですか。賛成の方の挙手で。

○木林局長 少人数なので挙手でいいと思います。

○三浦委員長 では賛成の方は挙手でお願いします。

(賛成委員挙手)

(賛成：内藤、小笠原)

(反対：工藤、箱崎)

○三浦委員長 では賛成反対同数なので委員長採決とします。この請願に関して委員長としては賛成ということで決したいと思います。なので総務常任委員会としてはこの請願については取扱い、議会に上程するということで決定します。よろしくお願いします。

○木林局長 採択すべきものということですね。

○三浦委員長 よろしいです。採択です。すみません。

では次4番目に入ってよろしいでしょうかね。4番目、所管事務調査について。議会懇談会における意見の取扱いについて議会改革特別調査委員会の会議録によってこの意見の取扱いを皆さんで確認したと思うのですが、ぬくもりセンターにおいて通学路の除雪の件があったのですが、除雪の所管課は建設課で所管委員が総務常任委員会ではなく、経済常任委員会になりますのでよろしくお願いします。あと早来学園では取り上げるご意見はありませんでした。あと安平公民館でのファンディングベースの教育研究会でどれぐらい設けて利潤をあげているのか調査してほしいという要望意見がありましたが、昨年度今年度は町からの補助金の支出がないことが確認されましたので、よって調査の必要性はないと考えますが皆さんのご意見を伺います。あと遠浅公民館にはそのよ

うな取り上げのご意見はなかったということで一覧表が付いていたかなと思うのですが、それを踏まえて皆様から今お話したもののご意見をとりたいと思いますがいかがですか。ファンディングベースのことですね主に。

○小笠原委員 ファンディングベースはウチのやつ。両方入っているよね

○三浦委員長 これに入っていますね。

○小笠原委員 これファンディングベースというよりも地域おこし協力隊の給与体系を含めて、ファンディングベース以外のところも地域おこし協力隊の給料が入っているから恐らく受けている会社側はお金支払っていない、二重払いではなくて。それはこれ難しいところで解釈の仕方によって、次の企業を興すためにその企業に行っているのですよという解釈をしているのですね。それはその企業に対する何らかの優遇措置ではないかという面もあるのです実は。それが今わかっているのは追分ハイヤーの部分、ねこのての部分、それとあとどこ行っているのかな。そういう人たちの考え方があるので、そこはもう一回逃げ道があるのでね。3年後のためにここであれしているという逃げ道があるし、やむを得なくハイヤーの導入みたく人がいないという面もあってなかなか難しいようになっているし、グループホームさかえにも入っているしね。そんな関係もあるのでここ辺りについては解釈の仕方によって難しいことであるし、それによって地域住民が恩恵を得るならばいいのか、また、地域おこし協力隊がそこで経験することによって新たに起業に向けていくとするならばいいのかなという部分です。ファンディングベースの中身について補助金と委託料のところで見づらい、わかりづらく上手に使い分けしています。委託料と補助金というのはまたファンディングベースではなくてその業務そのものに補助金という形をとっていますから、これもなかなか難しいのかなというものでして、そもそも我々議会としては例えばコンシェルジュの問題とか、ずっと置いておく必要があるのか、あれだけの金払ってってというのはこれから議論の中できちんと財政の絡みを絡んで財政を縮小していかなければならない現状の中で無駄を省く部分ではそれぞれ議員に課せられた予算決算の中でやっていかなければならないし、本当に必要性のあるものについてなのか、ないものなのかは整理し

ていけば町民の方が納得されるだろうと思います。私自身はコンシェルジュは要らないと思っていますよ。図書をやっている何だっけ。司書がいるし別に居る必要はないと思っていますし、それからあびらぼについてもそれだけの人を配置してまでやらざるを得ないのかいというのももう一回精査をしながらきちんとやっていく時期がくるのではないかと思っています。

○三浦委員長 そうしたらこれからの予算決算その他含め議会の中でしっかり精査して議論して行って町民に納得できる、説明ができるものやっこうと。なので今回は特段取り上げて調べなくてもいいのではないかということですよ

ね。

○小笠原委員 そうです。

○三浦委員長 他の方のご意見はどうですか。

○内藤委員 はい。

○三浦委員長 はい。

○内藤委員 今の話に関連しているのですが、その地域おこし協力隊の人たちが今21、2人いらっしゃって活動していてちょっと私が話を聞いた中でその地域に定着しないで関係人口でいいという方向性になっていると聞いたのですが、実際にどれぐらいの人が終わって町に定着しているかはしっかり検証していくべきではないかなと思って、そのためにこの町で3年なり活動していただいている最初の地域おこしとしての活動はそうだったと思うので、そこら辺を議会として見ていくのは大事ではないかと思いました。何か関係人口をそれでいいみたいな発言があったりして随分変わったなという印象が地域おこしには持っていて。

○小笠原委員 まあ内藤さんそれは一時のモルヒネみたいなものでね、関係人口っていうのは。入ってもらって3年間の中で町民のためにやってもらって、

それを補ってもらってさよならっていうね。というものの考え方だから、そう舵をとってきているのかなと思っているの。あとなかなかこの安平町で企業を興すたって難しいし、ただ、雇われた人もいますよ。会社に雇われた人もいますから。とって今 28 人ぐらいが全て受け入れられてどうかなとなると厳しさがあるかなと。割り切ればそれぞれの企業あるいは団体が彼らがやってくれたおかげで3年間潤って更なるものが模索できるのかなと割り切ればいいだろうし、町と全体としては社会人口増えたという一つの目安としてね、社会人口なんかわからんけど一つの部分としてインパクトがあるのではないかなと思って割り切った方がいいと思う。従来みたく安平町に来て起業を興してやってくんだっていう発想からそうではなくて、我々の弱い部分を補完してくれる部隊だと割り切った方がいいのかなと。

○三浦委員長 何かでも今議論聞いていて思ったのですが、矛盾するのですよね。議会では定着率を上げましょう。定着するためにファンディングベースにアドバイス貰ったりいろいろ相談受けてたり繰り返し答弁している割に関係人口っていうところが矛盾するからどっちのスタンスでいくのかというのをはっきりしてもらって、もし関係人口だけで良いというならその定着するための相談員は要らないだろうという議論になっていくのかなと個人的に思いましたね。そこから辺含めて議会で明らかにして議論していく必要があるかなと今の話を聞いて思いました。

○小笠原委員 それは難しいよ。委員長、それは難しい。それは協力隊そのものの考え方も持っているしあるからね。それは安平に3年間町民のために頑張ってくれる。3年したらその人の考えもあるし、本当に安平町で企業を興すんだっていう人もいるだろうし、そこはなかなか、

○三浦委員長 足りない部分を補う人を3年間だけ要員と本気で起業したい要員といるでしょうからね。

○小笠原委員 なかなか難しいと思うし。

- 内藤委員 企業型の方は最初から企業型の地域おこしとして来るからいいですよ
ね。
- 箱崎委員 そういう意味では追分地区のうどん屋さんだったり、おむすび屋さん
だったりというところも、地域おこし協力隊だからといたらちょっと誤って
いるかもしれないですけど。うどん屋の浅野さんはこの前期限切れましたと。
改めてうどん屋を続けていきますという宣言をしています。だから今小笠原さ
んが言われたように全員が定着しないと来なくていいよとなってしまうとそれ
こそチャレンジ精神の人たちも安平町では転職しないと後ろ指刺されて終わる
みたいになってしまうと本当そういう人たちも来なくなるし、結構地域おこし
協力隊は売り手市場みたいで、皆分捕り合戦なのですよ。だから東川町なんて
百何十人ぐらいだっているでしょ。外国語話せる人とか外国人の人を呼んだり、
あそこのスキー場のためにとか、学校があつたりとかとなってしまうので、あ
まりそこに特化して言うのは厳しいのかなと僕は思います。
- 内藤委員 今回の教育長のやつも地域おこしの人たちみたいなたくさん活用する
話。
- 三浦委員長 そこら辺含めて整理してもらえるように議論して行って町民に説明
できるようにしていけたらいいかなと思いますね。その他とか今の議論でもい
いですか何か他にありますか。
- 小笠原委員 懇談会でしょ。
- 三浦委員長 うん。懇談会の中で。これはこうした方がいいとか。除雪は建設課
だから経済です。なので特別総務で何か文書だしてやるという内容はなかつ
たという整理になるのでしょうかね。それぞれの議員さんたちが議会の中で質
疑をしていくかなというところになりますよね。もしそんな感じでもよろしけれ
ばその他何か他にしなければ閉会したいと思うのですがよろしいですか。
- 小笠原委員 はい。

○三浦委員長 大丈夫ですか。

○木林局長 確認だけさせていただきます。

○三浦委員長 確認。

○木林局長 懇談会の要望の関係で総務常任委員会に対応っていうのは2件あったのですが、除雪は先ほど委員長からお話があったように経済が所管になりますので2月17日に経済常任委員会がありますので、そこでこの取扱いについて処理をさせていただきます。5ページ目のファンディングベースの関係は総務常任委員会ですが取り組みなしということによろしいですね。

○三浦委員長 はい。

○木林局長 わかりました。

○三浦委員長 なので特設総務常任委員会として対応する案件は今回はなかったと
いうことの結論になりますね。ではなければこれで、

○箱崎委員 全体を通して一つだけいいですか。

○三浦委員長 はい。

○箱崎委員 これで請願の方は終わるので総務常任委員会として何か取り上げるべき課題とか方向性は委員長としてあれば聞かせていただきたい。

○三浦委員長 現在のところはないのかなと思っていますけど、もし委員の方々からこういう内容で総務常任委員会を開催してほしいというのがあれば閉会中の継続審査がありますので、すぐに開催をすることはあるかと思います。今のところは上がってきているものはない。

- 小笠原委員 予算が終わった後。終わってからもっと深掘りしなければならない。
- 三浦委員長 出てくるかもしれないのでそうなったらすぐ開催すると思いますけど。
- 内藤委員 それを決めるのはどのタイミングで決めることになるのですか。
- 小笠原委員 それぞれの議員から委員長に。
- 三浦委員長 委員から委員長宛にこの件で例えば子どもにやさしいまちづくりについて総務常任委員会を開催してくださいという要望が書面で出てくれば委員長がわかりましたって開催をするという手順になります。
- 内藤委員 今回の教育委員会の提案あったじゃないですか。あれについての話し合いは新たに 17 日に説明するとおっしゃっていたので、その後とかにもしあった場合言えればいいということ。
- 三浦委員長 そう。だからあったら委員長宛にお願いします開催してください、このことについてやりたいですっていうのがあれば。
- 内藤委員 わかりました。
- 三浦委員長 その他はよろしいですか。
- 一同 はい。
- 三浦委員長 皆様スムーズな議事進行にご協力いただきありがとうございました。では本日は以上をもちまして総務常任委員会を閉会します。ありがとうございます。

○一同 お疲れさまでした。

(終了 午前 11 時 14 分)

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、安平町委員会条例第 26 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員長
